

東北地方太平洋沖地震災害復旧・復興検討委員会  
特別立法検討チーム 座長 中川正春 殿

2011年4月1日

内閣部門会議座長 大島敦  
障がい者政策PT座長 谷博之

東北地方太平洋沖地震において被災した障害者・難病患者  
に関する特別立法措置についての提言

このたび、障害・難病関係30団体超からのPTヒアリング（3月29日）をもとに、提言（2～3頁）をとりまとめましたので、立法措置の実現方、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

なお立法措置以外にも緊急に制度的な対応が必要と考える諸施策についても、**参考1**（4～8頁）としてとりまとめましたので、合わせて政府にご提出いただき、早急な対応をご検討いただけますよう、お願ひ申し上げます。

今回のPTヒアリングにおいては、他にも様々なご意見をお寄せいただいたので、**参考2**（9～10頁）として整理いたしました。いずれの項目も何らかの策を講ずべき重要な課題と認識しておりますが、それらの項目の解決手段としていただいた具体的ご意見**参考3**（11頁～25頁）については、十分精査する時間がありませんでしたので、あわせて政府にお渡しいただき、具体的施策立案の際の参考資料としていただけますよう、お願ひ申し上げます。

以上

## 東北地方太平洋沖地震において被災した障害者・難病患者 に関する特別立法措置についての提言

### 第1 特別立法に盛り込むべき具体的・緊急的な措置

#### 1. 被災者の福祉・医療に係る自己負担の免除等（厚生労働省関係）

- 被災により入所・入院に係る食費・居住滞在費又は補装具費の自己負担が困難な障害者（障害児を含む。以下同じ。）については、当該自己負担の免除が行われるようにすること。
- 被災により入院に係る食費・居住費の自己負担が困難な難病患者については、当該自己負担の免除が行われるようにすること。
- 自己負担の免除を行った市町村・保険者に対し、国が全額補助を行うこと。

※介護給付費等、自立支援医療費、障害児施設給付費及び障害児施設医療費については、現行法により自己負担の免除が可能。

#### 2. 事業所・施設の復旧に要する費用の国庫補助（厚生労働省関係）

- 障害福祉サービス、地域生活支援事業又は障害児施設支援を提供する事業所・施設が著しい被害を受けた場合においては、その事業所・施設の復旧に要する費用は、全額国庫補助とすること。
- 全額国庫補助とすることが困難な場合においては、自己負担分について、福祉医療機構による融資が受けられるようにすること。

【参考】阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律においては、自己負担が六分の一、都道府県補助が六分の一、国庫補助が三分の二と定められている。

#### 3. 被災地域の施設に係る障害福祉サービスの新体系への移行の延期

（厚生労働省関係）

- 障害福祉サービスの新体系への移行期限が平成24年3月末までとなっているところ、被災地域の施設においては移行準備が困難であることから、これらの施設については、同月後も、身体障害者更生援護施設等の旧法に基づく施設の運営をすることができることとすること。

## **第2 いわゆる復興基本法に盛り込むべき事項**

障害者、難病患者等については、災害復興に際し特別の配慮を必要とすることから、復興基本法（仮称）の制定に当たっては、これらの者について特に規定を設けることとする。

### **1. 被災障害者、難病患者等に対する福祉・医療の確保（厚生労働省関係）**

- 被災した障害者、難病患者等が避難先その他の被災前と異なる環境においても必要な福祉サービス及び医療サービスを安定的に受けることができるよう、必要な措置を講ずること。

### **2. 被災障害者に対する情報支援（厚生労働省関係、内閣府（障害者）関係）**

- 被災障害者が災害復興に関し必要な情報を迅速に入手することができるよう、障害の種類に応じ適切な情報支援を行うものとする。

### **3. 特に配慮を要する者の範囲（厚生労働省関係、内閣府（障害者）関係）**

- 被災した障害者、難病患者等災害復興に関し特に配慮を要する者に関する施策を講ずるに当たっては、これらの者があまねく対象とされなければならないこと。

## **第3 その他**

### **避難施設の環境の整備（内閣府（災害）関係、文部科学省関係、厚生労働省関係）**

- 学校、社会福祉施設等の避難施設として想定される施設について、地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、再生可能エネルギーによる発電設備その他の施設又は設備の設置、断熱化等を計画的に推進すること。

東北地方太平洋沖地震において被災した障害者・難病患者に関する  
立法措置以外の制度的対応について

第 1 緊急に対応すべき事項

1. 被災者の福祉・医療に係る自己負担の免除等（厚生労働省関係）

- 被災により介護給付費等、自立支援医療費、障害児施設給付費又は障害児施設医療費の自己負担が困難な者については、その免除が行われるようにすること。地域生活支援事業費についても同様の扱いとすること。
- 被災により医療費の自己負担が困難な難病患者については、その免除が行われるようにすること。

2. 避難した被災障害者に対する障害福祉サービス等の保障（厚生労働省関係）

- 被災した障害者（障害児を含む。以下同じ。）が避難先の市町村で障害福祉サービス等を支障なく受けられることについては、既に事務連絡が出されているところではあるが、今後も引き続き周知徹底を図ること。

※ 平成 23 年 3 月 24 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室障害福祉課精神・障害保健課事務連絡「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震により被災した障害者等に対する支給決定等について」

3. 受給者証等の提示の省略（厚生労働省関係）

- 被災による受給者証等の紛失等の場合に受給者証等を提示しなくても障害福祉サービス等を受けられることについては、事務連絡が出されているところではあるが、今後も引き続き周知徹底を図ること。

※ 平成 23 年 3 月 11 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課障害福祉課精神・障害保健課事務連絡「3 月 11 日に発生した『東北地方太平洋沖地震』により被災した要援護者等の対応について」

※ 平成 23 年 3 月 24 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室障害福祉課精神・障害保健課事務連絡「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震により被災した障害者等に対する支給決定等について」

#### 4. 補装具・日常生活用具等の再交付・再給付（厚生労働省関係）

- 被災により紛失した補装具・日常生活用具等の再交付・再給付については、事務連絡が出されているところではあるが、今後も引き続き周知徹底を図ること。

※ 平成23年3月11日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課障害福祉課精神・障害保健課事務連絡「3月11日に発生した『東北地方太平洋沖地震』により被災した要援護者等の対応について」

#### 5. 避難した被災障害者に対する地域生活支援事業（厚生労働省関係）

- 他の市町村に避難した被災障害者に係る地域生活支援事業については、事務連絡が出されているところではあるが、住民票を移さず一時的に避難している場合も含め、当該市町村の障害者と同等のサービスを受けられるよう、引き続き周知徹底を図ること。

※ 平成23年3月24日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室障害福祉課精神・障害保健課事務連絡「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震により被災した障害者等に対する支給決定等について」

#### 6. 被災障害者に係る居宅介護サービスの内容の拡充（厚生労働省関係）

- 居宅介護サービスの利用に当たっては、障害者本人の在宅が要件と解されているところ、被災障害者が一時的にショートステイに入った場合についても、被災した自宅の片付けを居宅介護サービスとして行えるようにすること。

#### 7. 被災障害者の障害福祉サービスの区分等の適切な見直し（厚生労働省関係）

- 被災や避難生活に伴い、必要とされる訪問系の障害福祉サービスの種類や支給量が増えるケースが多く見られることを踏まえ、これらの見直しが適切かつ迅速に行われるための措置を講ずること。

#### 8. 被災障害者に対する生活保護法の速やかな適用（厚生労働省関係）

- 被災により生活の基盤を失い生計維持が困難になった障害者については、

生活保護法を可及的速やかに適用すること。

## 9. 被災障害児の普通学校への転入の促進（文部科学省関係）

- 被災により特別支援学校に通えなくなった児童・生徒が普通学校に通えるようにするため、必要な教員の増員、施設の整備等に必要な財政上の措置を講ずること。

### 10. 被災に伴い人員・設備基準を満たさなくなる事業所・施設の取扱

（厚生労働省関係）

- 障害福祉サービス等を提供する事業所・施設が被災に伴い人員・設備基準を満たすことができなくなる場合には減額措置が適用されないことについては、事務連絡が出されているところではあるが、今後も引き続き周知徹底を図ること。

※ 平成23年3月11日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課障害福祉課精神・障害保健課事務連絡「3月11日に発生した『東北地方太平洋沖地震』により被災した要援護者等の対応について」

※ 平成23年3月24日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室障害福祉課精神・障害保健課事務連絡「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震により被災した障害者等に対する支給決定等について」

### 11. 事業所・施設の職員による被災利用者の支援の位置付け

（厚生労働省関係）

- 被災により利用者が他の施設や避難所にいる場合に、障害福祉サービス等を提供する事業所・施設の職員が他の施設等でサービス提供を継続している場合については、事務連絡により、介護給付費等を請求できることとされているが、この取扱いについて、今後も引き続き周知徹底を図ること。

※ 平成23年3月24日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室障害福祉課精神・障害保健課事務連絡「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震により被災した障害者等に対する支給決定等について」

- 上記以外の場合（被災により、障害福祉サービス等を提供する事業所・施設が閉鎖され、職員が各利用者を訪問して必要な支援を行っている場合）についても、概算払等その報酬を保障するために必要な財政上の措置を講ずること。

#### 1 2. 被災障害者等の福祉・医療に必要な緊急通行車両の確認の円滑化

（警察庁関係、内閣府（災害）関係、厚生労働省関係 ※緊急通行車両制度を転用しての燃料優先供給の観点から）

- 被災障害者等の福祉・医療に必要な業務を行うための車両について、緊急通行車両の確認が円滑に行われるよう必要な措置を講ずること。

#### 1 3. 既存の住宅を利用したグループホーム等の開設の円滑化

（厚生労働省関係、国土交通省関係）

- 被災障害者を受け入れるための既存の住宅を利用したグループホーム等の開設が円滑に行われるよう必要な措置を講ずること。

#### 1 4. 入院中被災者の他医療機関受診に係る特例（厚生労働省関係）

- 入院中患者が他医療機関を受診した場合には、通知において、診療報酬が減額されることとされているが、被災者が人工透析等の治療を受けるため、入院中の医療機関から他の医療機関に通う場合については、特例的に当該減額を行わないこととすること。

※ 平成 22 年 3 月 5 日付け厚生労働省保険局医療課長・厚生労働省保険局歯科医療管理官通知「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」

#### 1 5. 被災地等における医薬品の流通規制の緩和（厚生労働省関係）

- 特別な流通規制をかけている（処方ができる医師と薬局が限定されている）

医薬品については、緊急時には被災地等において規制を緩和することができないか早急に検討すること。

## **第2 中長期的に対応すべき事項**

### **1. 事業所・施設の設備基準の強化（厚生労働省関係）**

- 障害福祉サービス等を提供する事業所・施設の設備基準を防災の観点から強化すること。

### **2. 障害者・難病患者の災害救助等に必要な個人情報の利用**

（厚生労働省関係、内閣府（消費者庁）関係）

- 障害者・難病患者の災害救助等に必要な個人情報については、円滑な利用が可能となるよう必要な措置を講ずること。

### **3. 災害対策基本法における要援護者の範囲の拡大**

（厚生労働省、内閣府（災害、障害者）関係）

- 災害対策基本法に基づく要援護者対策の対象について、難病患者等援護が必要な者が外されることがないように、必要な措置を講ずること。

以上



## その他の要望事項

### ○緊急に対応すべき事項

1. 障がい者や難病患者等の安否確認を含めた被災者、避難所等の実態把握を行うこと
2. 障がい者や難病患者等の特性に配慮した情報発信を行うとともに、その方々が情報を入手しやすい環境を整備すること
3. 被災地における障がい者や難病患者等に対して安定した医療サービスの提供を行うことができる体制を整備すること
4. 必要な医薬品・福祉用具等が安定的に供給される体制を整備すること
5. 障がい者に配慮した避難所を設置するとともに、被災地からの移送・移動、あるいは通院等のための手段を確保すること
6. 障がい者に配慮した緊急車両指定を行うとともに、介護・医療スタッフへのガソリン供給などの優先的な確保に努めること
7. 避難施設等における障がい者・難病患者等の生活支援の実施に努めること
8. こころのケアを始めとして、被災後の障がい者・難病患者等のケアに取り組むこと
9. 被災した障がい者の経済的負担に配慮した特例措置等を実施すること
10. 作業所や福祉施設等の再建・復旧のための支援を推進すること

### ○中長期的に対応すべき事項

1. 難病患者・障がい者等の要援護者リストを整備し、今後の災害等に備える体制を構築すること
2. 災害時における医療・保健・福祉サービスが迅速に提供できる体制を構築すること
3. 医療・保健・福祉についての提供の復旧に努めるとともに、今後の災害等に備えた医療・保健・福祉提供体制を構築すること
4. 施設整備費の拡充等により、被災した施設の再建・復旧の支援を行うこと
5. 被災した障がい者の生活・住宅の再建の支援に努めること

6. 難病・小児慢性疾患の子ども達の心のケアなど、震災の被災者に対する十分なケア等を行うこと
7. 今後の計画停電によって影響を受ける障がい者等への対応を検討すること
8. 復興目的税（仮）を導入すること

以上

**○緊急に対応すべき事項****1. 障がい者や難病患者等の安否確認を含めた被災者、避難所等の実態把握を行うこと**

- ・被災地や被災地以外の避難所における要支援の難病・長期慢性疾患患者、高次脳機能障がい者の数、精神障がい者、居住支援系事業（グループホーム、ケアホーム）などについて実態把握を行うこと。（厚生労働省関係）
- ・各省から自治体の特別措置や特例措置等の通知が、関係者に周知されるように工夫すること。（厚生労働省関係）
- ・避難所や被災地における抗てんかん服用者等への投薬状況を把握すること。（厚生労働省関係）
- ・在宅障がい児の安否・所在確認を実施すること。（厚生労働省関係）
- ・障がい児通園施設や児童デイサービスなどの施設・事業所状況の確認を行うこと。（厚生労働省関係）
- ・被災地の病院の情報を可能な限り収集すること。（厚生労働省関係）

**2. 障がい者や難病患者等の特性に配慮した情報発信を行うとともに、その方々が情報を入手しやすい環境を整備すること**

- ・難病・長期慢性疾患の疾患ごとの専門医療機関の状況、被災地での医療確保、被災地以外での患者の受入体制を掌握し、患者への正確な情報を適切に発信すること。（厚生労働省関係）
- ・ホームページや広報誌等への掲載を始め、テレビやラジオで相談窓口などの情報を発信するなど、患者や家族への情報提供を積極的に行うこと。（厚生労働省関係）
- ・視覚障がい者に対しては口頭又は音声解説による伝達を実施すること。（厚生労働省関係）
- ・災害情報、避難情報、記者会見・ニュース・関連番組などに対する字幕付与を完全実施すること。（厚生労働省関係、総務省関係）
- ・政府機関の災害関連インターネット動画への字幕付与を完全実施し、その他民間インターネット動画への字幕付与を奨励・助成する対策を講じること。（厚

生労働省関係、総務省関係)

- ・行政機関やテレビ局・電力会社その他関係機関のファックス番号の公開、あるいは、専用ファックス番号の設置を行うこと。(厚生労働省関係、総務省関係、経済産業省関係)

- ・テレビ放送の字幕や手話を付けた再送信、データ放送の再送信について著作権を制限すること。(厚生労働省関係、文部科学省関係、総務省関係)

- ・広報車の音声案内はゆっくり明瞭に話すこと。なお、広報車等による避難情報の内容について、メールやファックスによる連絡や個別の避難確認を行うこと。(厚生労働省関係)

- ・避難情報の内容に対応した避難形態を明確にし、一時避難場所、避難所、避難経路を明示した防災マップを整備すること。(厚生労働省関係)

- ・一時避難場所、避難所における音声情報は、原則としてすべて文字表示を行い、わかりやすい文章とすること。また、一時避難場所、避難所では、聴覚障がい者のみならず高齢者、円滑なコミュニケーションが困難な人に対して筆談対応が有効であることを、現場や行政機関等で周知・徹底すること。(厚生労働省関係)

- ・避難所は、携帯電話やワンセグなどの情報が入りやすい環境での配置とするよう配慮すること。また、携帯電話の充電、補聴器利用者に対する補聴器電池補充の対策をとること。(厚生労働省関係、内閣府(災害)関係)

- ・災害救助や支援に関して個人情報保護の免責条項等を作り、それらの基本情報を基にした自治体横断的な地域生活に対する災害支援制度を整備すること。(厚生労働省関係、内閣府(消費者庁)関係)

- ・避難所に聴覚障がい者がいる場合は、該当者に他の避難者と同等の情報を提供するように配慮すること。(厚生労働省関係)

- ・避難所の聴覚障がい者がテレビ視聴が可能な場合は、テレビ及び聴覚障がい者用情報受信装置を設置し、CS障がい者放送統一機構の聴覚障がい者向け放送が視聴できるようにすること。(厚生労働省関係)

- ・災害時の聴覚障がい者への情報提供等の支援の拠点となる聴覚障がい者情報提供施設の設置を早急に進めることを、未設置の都道府県に指導すること。(厚生労働省関係)

- ・放送における情報・コミュニケーション保障のための放送局に対する指導及び必要な助成を行うこと。(総務省関係、厚生労働省関係)
- ・自閉症の特性に応じた本質的なニーズに応えるために、専門家の関わりを含め、情報提供の方法を研究開発すること。(厚生労働省関係)
- ・慢性疾患の中でも緊急対処すべき患者と対処方法を把握し、情報発信すること。(厚生労働省関係)
- ・救援物資や医薬品等について、迅速かつ確実に入手するための情報発信を行うこと。(厚生労働省関係)
- ・主要都市ごとに、被災者受入についての情報を提供する機会を設けること。(内閣府(災害)関係、厚生労働省関係)
- ・地震や津波、原発、計画停電等の事態において、障がい者が受けている影響について情報収集し、迅速で的確な政策につなげる「意志決定中枢の確立」を行うこと。また、全国の自治体による支援先市町村の調整などの相互支援体制作りを行うこと。(厚生労働省関係、総務省関係)

### 3. 被災地における障がい者や難病患者等に対して安定した医療サービスの提供を行うことができる体制を整備すること

- ・医療提供体制の整備を優先し、人的体制の確保、緊急発電用の重油の確保、在宅の人工呼吸器、酸素、吸引器使用患者への電力の確保、酸素ポンベの確保を優先的に行うこと。また、被災地以外の医療提供体制を確保するとともに、計画停電の場合でも医療機関への電力供給を優先して実施すること。(厚生労働省関係、経済産業省関係)
- ・被災地域を支える介護、医療等の現場スタッフが、交代で休憩をとれる体制を整備すること。(厚生労働省関係)
- ・医療、福祉施設の優先的なライフラインの復旧を行うこと。(厚生労働省関係)
- ・水、経管栄養剤、吸引カテーテル、衛生用品、ガソリン、バッテリー付き吸引器等の物資を現地の支援拠点へ輸送する団体へ通行証を発行すること。(厚生労働省関係、警察庁関係)
- ・被災地域の医療機関及び訪問診療、訪問看護への緊急支援を行うこと。(厚生労働省関係)

- ・被災地域での障害者自立支援法の支給決定及び介護給付を継続すること。(厚生労働省関係)
- ・被災地で居住区以外の避難所や病院に一時的に避難入院した重度障がい者への介護保険及び自立支援法によるヘルパーの派遣を継続すること。(厚生労働省関係)
- ・病院施設は計画停電から除外すること。(厚生労働省関係、経済産業関係)
- ・てんかんのある人が安定して治療を継続できる体制を確立すること。(厚生労働省関係)
- ・全国規模で、各種専門職やボランティア等の支援者を募集し、被災地の状況のニーズを把握し、人的・物的支援計画の早期策定、組織的な救援活動を実施すること。(厚生労働省関係)

#### **4. 必要な医薬品・福祉用具等が安定的に供給される体制を整備すること**

- ・医薬品の供給について、医薬品ごとの供給状況を把握し、国民に適切に公表すること。特に、希少難病患者の使用する薬剤は、その供給状況の把握、患者への適切な周知、避難所の実情にあわせてボランティアによる特別なルートの開拓など、迅速な手配を可能とすること。(厚生労働省関係)
- ・個々の医薬品について生産工場が生産能力を失った場合、速やかな他の企業による生産ルートの開拓、又は海外からの緊急輸入の実施等を行う体制整備すること。また、医薬品の生産は、国内での分散生産とするよう指導すること。(厚生労働省関係)
- ・避難所でのCAPD（持続携帯式腹膜透析）患者への医学的援助を行うこと。(厚生労働省関係)
- ・食料、薬、暖房器具等の支援物資を確保すること。また、海外に対して必要な支援物資を明確に伝えるようにすること。(厚生労働省関係、外務省関係)
- ・経管栄養剤等について、主治医の処方箋で保険適応できるようにするなど、現地において柔軟な対応が可能となるシステムを構築すること。(厚生労働省関係)
- ・医薬品を確保するとともに、医薬品の入手に係る情報がすべての精神障がい者に届くように工夫すること。(厚生労働省関係)

- ・障がい特性に応じた医療支援、医薬品・医療消耗品の供給を行うこと。（厚生労働省関係）
- ・精神障がい者等の日常薬を必要とする障がい者・患者への弾力的な対応、オストメイトへのストーマ装具の配布等を行うこと。（厚生労働省関係）
- ・ADHD治療薬（コンサータ）等について、緊急時には規制を外し被災地においても薬の入手を容易にすること。（厚生労働省関係）

## 5. 障がい者に配慮した避難所を設置するとともに、被災地からの移送・移動、あるいは通院等のための手段を確保すること

- ・都道府県の難病相談・支援センター間の連携体制を取り、被災地から他都道府県に移動する際のコーディネートを行うこと。（厚生労働省関係）
- ・東北関東大震災や福島原発事故等で取り残されている移動弱者を移動、避難させること。（厚生労働省関係、内閣府（災害）関係）
- ・被災地と避難先の移動手段（車いす対応のリフト車、マイクロバス等）を確保すること。（厚生労働省関係、内閣府（災害）関係）
- ・視覚障がい者について、福祉施設や第2次避難所への早期の移動を行うこと。（厚生労働省関係、内閣府（災害）関係）
- ・原発事故による屋内待機圏域にある重症心身障がい児施設（病院）から入所児（者）を他県内の施設へ避難移送する場合、国・自治体間の連携支援・責任体制の確立について配慮すること。（厚生労働省関係、内閣府（災害）関係）
- ・通所施設等が一時的な福祉的避難場所となっている場合に、人的・物的支援を積極的に進めること。（厚生労働省関係）
- ・福祉避難所と福祉避難室の安全と利便を兼ねた施設を、計画的に設置すること。（厚生労働省関係）
- ・避難所から透析治療医療機関への透析患者の通院送迎を行うこと。（厚生労働省関係）
- ・避難所から避難者受入住宅や医療機関などへの入院・入所が出来るよう配慮すること。（厚生労働省関係）
- ・通院のための移動手段を確保すること。（厚生労働省関係）
- ・被災障がい者や在宅者支援のための介護者の移動支援（車輛や燃料の確保含

む) を行うこと。(厚生労働省関係、内閣府(災害)関係)

- ・早急に福祉避難所を指定すること。(厚生労働省関係、内閣府(災害、障害者)関係)

- ・被災地から避難する障がい者の受入に係る移送を実施すること。(厚生労働省関係、内閣府(災害、障害者)関係)

- ・障がい児(者)に配慮した避難所を設置すること。(厚生労働省関係、内閣府(災害、障害者)関係)

## 6. 障がい者に配慮した緊急車両指定を行うとともに、介護・医療スタッフへのガソリン供給などの優先的な確保に努めること

- ・介護、医療現場のスタッフ用車両への優先給油ができる体制を整備すること。(警察庁関係、内閣府(災害)関係、厚生労働省関係)

- ・障がい者に配慮した緊急車両指定証の発行を行うこと。(警察庁関係、内閣府(災害、障害者)関係、厚生労働省関係)

- ・損壊や流出を免れた身近な障がい児施設・保育所等へのライフラインの復興(含:自家発電機)とガソリン・灯油など生活必需品の供給を行うこと。(厚生労働省関係、内閣府(災害、障害者)関係)

- ・社会福祉施設、医療機関等とともに、相談支援事業者の活動車両の燃料の供給において特段の配慮を行うこと。(警察庁関係、内閣府(災害)関係、厚生労働省関係)

- ・就労系施設・事業所への車両燃料の確保を行うこと。(警察庁関係、内閣府(災害)関係、厚生労働省関係)

- ・被災地及び被災地へ向かう医療介護従事者に対して、優先的なガソリン配給を行うこと。(警察庁関係、内閣府(災害)関係、厚生労働省関係)

## 7. 避難施設等における障がい者・難病患者等の生活支援の実施に努めること

- ・被災地で在宅にいる患者・家族への声かけや支援物資の十分な配給を行うこと。(厚生労働省関係、内閣府(災害)関係)

- ・言語障がい者に対してプラカードや掲示板等を使用した安否確認を行うこと。(厚生労働省関係、内閣府(災害、障害者)関係)



- ・言語障がい者に対しては、50音表やボランティア等を活用してニーズの把握等を行うこと。(厚生労働省関係、内閣府(災害、障害者)関係)
- ・避難施設におけるバリアフリー環境の整備と生活支援を行うこと。(厚生労働省関係、内閣府(災害、障害者)関係)
- ・介護・医療・子育て支援等が整備された福祉避難所を確保すること。(厚生労働省関係、内閣府(災害)関係)
- ・ライフラインが寸断され、あるいは、移動手段が確保できない施設等に対して、ライフライン復旧やガソリンの安定供給がなされるまでの間の必要な支援を行なうこと。(内閣府(災害)関係、厚生労働省関係)
- ・グループホーム又はケアホーム入居者に対して、住宅の確保と必要な支援を行うこと。(厚生労働省関係、国土交通省関係)
- ・在宅のまま避難生活をしている患者に対して物品配布が行き届くように配慮すること。(厚生労働省関係、内閣府(災害)関係)
- ・避難、転居する生活保護受給者に対する継続的な支援を円滑に実施すること。(厚生労働省関係)
- ・重度障がい者が最低限必要とするホームヘルパー並びにガイドヘルパー(移動支援従事者)を確保し、利用希望に応じられるようにすること。(厚生労働省関係、内閣府(障害者)関係)
- ・被害を受けた鍼灸マッサージ施術所が、速やかに仕事を再開できるよう支援すること。(厚生労働省関係)
- ・厚生労働省が発出した「身体障害者手帳の再発行については、過去の申請、診察の結果等により医師の判定等を省略して、すみやかに発行すること」等の事務連絡について、実効性を確保すること。(厚生労働省関係、内閣府(障害者)関係)
- ・医薬品、燃料、食料品を始めとして、被災地への物資補給を迅速に実施すること。(内閣府(災害)関係、厚生労働省関係)
- ・障がい年金受給者に対し、受給金融機関の変更や払戻し方法も含め、柔軟かつ迅速な対応が得られるよう配慮すること。(厚生労働省関係)
- ・避難所で集団生活を送る自閉症、広汎性発達障がい等の発達障がい児者、精神障がい者の特性に配慮した救援法制を整備すること。(厚生労働省関係、内閣

府（障害者）関係）

- ・公営住宅の優先貸出し、賃貸家屋、アパート、マンション等の家賃の数年分の公的保障、数年分の当事者の所得保障を法制化して、原発被災者や被災障がい者が首都圏等で地域生活を送るための特別支援制度を構築すること。（厚生労働省関係、国土交通省関係、内閣府（災害、障害者）関係）

- ・震災被害の自宅の片付けにヘルパーが従事できるようにすること。（厚生労働省関係）

- ・在宅で人工呼吸器や吸引器を使用して生活している障がい者に対して、小型発電機と予備バッテリーをセットで貸与すること。その際、高齢者のみの ALS 世帯などでは、取扱いが簡単な調理用ガスボンベを使うタイプ等の小型発電機を貸与すること。（厚生労働省関係）

- ・頸髄損傷、筋ジストロフィー、脳性麻痺等の体温調節が難しい全身性障がい者に対して、自動充電機能付きバッテリー、DC-AC インバーター、小型クーラー、障がい者の周りを囲うビニール製の蚊帳型の囲い等を貸与すること。もしくは、給付制度とするとしても、長期入院等で利用しなくなった場合は行政に返還する仕組みとすること。（厚生労働省関係）

- ・知的障がい者に特化した避難所の設置と専門的知識を持つ職員の配置を行うこと。（厚生労働省関係、内閣府（災害）関係）

- ・障がい程度区分に関係なく、必要な支援と施設利用が受けられるようにすること。（厚生労働省関係）

- ・知的障がい者への支援の専門家によるカウンセリング・相談を実施すること。（厚生労働省関係）

- ・損壊や流出を免れた身近な障がい児施設・保育所等への通園を保障し、一時預かり機能を付与すること。（厚生労働省関係）

- ・医療的ケアを要する障がい児を含む重度障がい児の受入れに向けた看護師・保健師の派遣を実施すること。（厚生労働省関係）

- ・一般避難所以外で生活する障がい者の生活場所の確保を行い、救援物資の供給を実施すること。（厚生労働省関係、内閣府（災害、障害者）関係）

- ・障がい福祉サービスを利用していた障がい者に、従前と同様のサービスが届くよう、人材・物資の確保、人員、設備及び運営の基準等において柔軟に対応

すること。(厚生労働省関係)

- ・ヘルパー以外の訪問系サービス、仮設風呂に入れられない人のための入浴支援等について財政支援を行うとともに、対象者・利用方法等について柔軟に対応すること。(厚生労働省関係)

- ・被災地自治体から手話通訳者、要約筆記者の支援の要望があった時は、公的派遣として派遣するように自治体に対して通知すること。(厚生労働省関係)

- ・要援護者名簿に登録する場合、障がいの程度により登録のできない市町村に対して、その制限を排除すること。(厚生労働省関係、内閣府(障害者)関係)

- ・車や壊れかかった自宅などに避難している自閉症の人やその家族に対して、避難所と同様のサービスを受けることができるようにすること。また、家族が自閉症の人々の介護から一時でも離れて、休養できるようにするための支援員を派遣すること。(厚生労働省関係、内閣府(災害、障害者)関係)

- ・津波被害を受けた家と受けなかった家など、津波災害の特性を考慮したピンポイントの対応を行うこと。(厚生労働省関係、内閣府(災害)関係)

- ・発達障がい者支援センター連絡協議会、全国自閉症者施設連絡協議会、全国児童精神科医療施設協議会などの既存の社会資源を活用すること。(厚生労働省関係、内閣府(災害、障害者)関係)

- ・慢性疾患の患者等が災害救助法の要援護者として支援を求めた場合は、救済・救援すること。(厚生労働省関係、内閣府(災害、障害者)関係)

- ・車いす等でも使用可能な仮設住宅の設置と公営住宅の提供を含む、優先的な住居の確保を行うこと。(厚生労働省関係、国土交通省関係、内閣府(災害、障害者関係、))

- ・障害者が利用可能な仮設住宅の設置、あるいは、バリアフリー住宅の確保等、避難所から障害者が自立して生活できる住宅を確保すること。(厚生労働省関係、国土交通省関係、内閣府(災害、障害者)関係)

- ・避難後の他地域での制度利用を含み、生活支援を行う介助者等を確保すること。(厚生労働省関係)

- ・就労の場の確保として、企業への斡旋と作業所等への支援強化を行うこと。(厚生労働省関係)

- ・就労系施設・事業所の利用者の賃金・工賃補填を実施すること。(厚生労働省

関係)

- ・被災地等における就労系支援施設・事業所が利用者支援を継続するために、超法規的支援策を講ずること。(厚生労働省関係)
- ・電力供給の継続、燃料の供給、水、食糧の供給を行うこと。(厚生労働省関係、内閣府(災害)関係、経済産業省関係)
- ・被災地での介護保険による「見守り」も、給付対象として認めること。(厚生労働省関係)
- ・被災者に対する国庫負担基準の上限を撤廃し、市町村の負担にならないよう国として介護者の派遣を支援し、被災地の介護保障を強化すること。(厚生労働省関係)
- ・バリアフリー仮設住宅の設置を義務化すること。(厚生労働省関係、国土交通省関係)
- ・遠隔地避難をする障がい者の移動手段や必要な医療の確保、遠隔地避難をしている障がい者への生活支援を行うこと。(厚生労働省関係、内閣府(障害者)関係)
- ・避難を支援する担当者や避難所のスタッフ、ボランティアに、被災障がい者等の支援に関する周知、説明や研修の機会を設けること。(厚生労働省関係、内閣府(災害、障害者)関係)
- ・相談支援事業所への困りごと相談や心のケア相談窓口設置、医師や看護師等から構成されるチームによる訪問ケアの整備を行うこと。(厚生労働省関係)
- ・入院ベッドの確保と被災病院の患者の安全な医療機関への入院への取組を行うこと。(厚生労働省関係)
- ・従来の介助支給量及びサービス区分では事務的に非常に煩雑であり、災害時のサービス提供に困難なケースが多数生じていることから、身体介護、家事援助、重度訪問、行動援護、同行援護等のサービス区分と報酬単価を暫定的に一本化するとともに、介助者についても資格の有無にかかわらず柔軟な対応を可能とするための措置を講ずること。(厚生労働省関係)
- ・震災による状況の変化のため必要とする訪問系等のサービス量が増加した場合に、増加したサービス支給量分は国庫負担割合を10分の10とするための措置を講ずること。(厚生労働省関係)

・支援者を失った障がい者が多い。障がい者の支援を目指す者が必要な資格が取れるように支援したり、支援者を求める障害者や地域の事業所のニーズに応える窓口機能を避難所や仮設住宅等に設置すること。(厚生労働省関係)

## **8. こころのケアを始めとして、被災後の障がい者・難病患者等のケアに取り組むこと**

・難病や長期慢性疾患を持つ患者、透析患者について、疾患の特性を踏まえた配慮を行うこと。また、疾患の特性に応じた配慮が必要な患者への対処法について、患者会のチラシや相談窓口の掲示などを積極的に行うこと。(厚生労働省関係)

・避難所の難病・小児慢性疾患の子ども達への心のケアを行うこと。(厚生労働省関係)

・第2次避難所に、プライバシーが守られる空間を設置し、希望する精神障がい者に優先的に利用させること。(厚生労働省関係)

・「こころのケアチーム」など、被災した精神障がい者への支援を担うマンパワーの派遣拡充を行うこと。(厚生労働省関係)

・在宅者への訪問カウンセリングを含む心のケアとしてのカウンセリングを提供すること。(厚生労働省関係)

・発達障がい分野で養成中のペアレント・メンター(家族同士の相談支援体制)の活用や学校、保育園、幼稚園等における心のケアとしての生徒や教員へのストレスマネジメントの導入とそのインストラクター養成、PTSD、うつなど気分障がいや不安障がいの教員、家族向けの講座の増加など、被災後の心のケアに取り組むこと。(厚生労働省関係、文部科学省関係)

・被災者の心のケアに応じた訪問相談や訪問診療を実施すること。(厚生労働省関係)

## **9. 被災した障がい者の経済的負担に配慮した特例措置等を実施すること**

・施設における報酬の日払方式は見直し、月割り方式等の特例措置を講ずること。(厚生労働省関係)

・障がい基礎年金等の収入がないときは、食費等の実費負担を免除すること。(厚

生労働省関係)

- ・手帳や証明書をなくしていても、自閉症や他の障がいのある者が公的サービスを受けることができる特例措置を実施すること。(厚生労働省関係)

#### 10. 作業所や福祉施設等の再建・復旧のための支援を推進すること

- ・在宅の重症心身障がい児者の避難介護受入施設の確保と施設等で受入れを実施した場合の財政支援を行うこと。(厚生労働省関係)
- ・障害者自立支援法における報酬規定の弾力的運用により、事業収入に影響のない措置を講ずること。また、被災地外の事業所で、余震・停電対応等を安全対策として閉所した場合の対応も実施すること。(厚生労働省関係)
- ・家屋の損壊等により今後の運営に大きく支障がある事業所の補修・改修、移転等、事業再建に向けた財政支援を実施すること。(厚生労働省関係)
- ・被災地の損壊施設の早期復旧と財政支援を実施すること。(厚生労働省関係)
- ・カウンセリングの提供など、特別支援学校や特別支援学級への支援を行うこと。(文部科学省関係)
- ・障がい福祉のための義援金窓口や支援を提供する者の窓口等の機能を備えた「東北地方太平洋沖地震に関する障がい者支援センター」を設置すること。(厚生労働省関係)
- ・被災地から避難した障がい者の受入を行った施設に対する支援を実施すること。(厚生労働省関係)

## ○中長期的に対応すべき事項

### 1. 難病患者・障がい者等の要援護者リストを整備し、今後の災害に備える体制等を構築すること

・都道府県において難病・長期慢性疾患患者、障がい者、高齢者、乳幼児、妊産婦など要援護者リストを作成・常備し、要援護者を把握する体制を構築するとともに、市町村との密接な連携の下に、医療・保健・福祉関係部局間のネットワークを確立し、支援体制を構築すること。（厚生労働省関係、内閣府（災害）関係）

・各自治体における事前の障がいの種類に応じた避難所における情報提供体制の構築を支援すること。（厚生労働省関係、内閣府（災害、障害者）関係）

・要援護者への個別災害通知メール機能の充実など各自治体における事前の障がいの種類に応じた災害発生時、避難時等の避難方法、救援物資配付方法、家族の安否確認、行政情報等に関する情報の提供体制の構築を支援するとともに、災害時の情報保障を徹底すること。（厚生労働省関係、内閣府（災害、障害者）関係）

・各自治体におけるマニュアルの整備、障がいの特性に応じた福祉避難所の整備等の障がいの種類に応じた災害時の支援体制の構築を支援すること。また、災害発生時に、入所施設受け入れ情報のほか、公営住宅・社宅・ホテル・旅館等の受入れ情報の提供体制、地域の介護職との連携体制の構築を支援すること。（厚生労働省関係、国土交通省関係、内閣府（災害、障害者）関係）

・各自治体における児童への対応、避難所管理者の連続勤務時間等の避難所の運営マニュアルの確立を支援すること。（厚生労働省関係、内閣府（災害）関係）

・避難所等において行ったケア、災害発生時・避難時等の際の情報提供の方法等の今回の震災における対応の検証や個別事例の実情調査を行い、関係する自治体・障がい者団体の連携を含めた今後の災害に対する防衛体制の見直しに活用すること。（厚生労働省関係、内閣府（災害、障害者）関係）

・自家発電に加えて太陽光（熱）発電の設置の推進を図るとともに、災害直後の情報入手手段の確保、自治体の備蓄倉庫利用メンバーに加わるなど、社会福祉施設のライフラインの強化を図ること。（厚生労働省関係、内閣府（災害）関

係)

・被災都道府県ごとに連携する都道府県を決めておくなど災害時の都道府県間の連携体制の構築を支援すること。(総務省関係、内閣府(災害)関係、厚生労働省関係)

・他都道府県での指定・許認可を受けている事業者の被災地域における支援を法的に認め、報酬支払いを保障する仕組みなど障がい者の地域生活に対する災害支援制度を構築すること。(厚生労働省関係)

・避難所における集団生活が困難な知的障がい者、発達障がい者、精神障がい者等、障がいの特性に応じた災害時の支援を意識した救援法制を検討すること。(厚生労働省関係、内閣府(災害、障害者)関係)

・平成17年に国が取りまとめた「避難勧告等の判断、伝達マニュアル作成ガイドライン」、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」の各自治体における取り組み状況を把握するとともに、避難プラン内容の充実のためにこれらのガイドラインの見直しを行うこと。(厚生労働省関係、内閣府(災害、障害者)関係)

・今回の震災における高次脳機能障害支援センター及び国立障害者リハビリテーションセンターの活動を検証し、今後の体制見直しへ活用すること。(厚生労働省関係)

・避難誘導時に必要とした情報に関する調査等を行い、今後の体制見直しに活用すること。(内閣府(災害)関係、厚生労働省関係)

## 2. 災害時における医療・保健・福祉サービスが迅速に提供できる体制を構築すること

・地域における連携機能の確立のため、災害時に社会福祉施設等に一定の権限を付与すること。(厚生労働省関係)

・被災地と受入れ先の自治体・相談事業者が避難した障がい者の情報を相互に共有することにより、従前の支援等が円滑に引き継がれるよう必要な措置を講ずること。(厚生労働省関係)

・各自治体において災害時の障がい者施設における介助に従事できる職員等の確保のため、地域の介護職・他の施設との連携体制の構築を支援すること。(厚生労働省関係)



### 3. 医療・保健・福祉についての提供の復旧に努めるとともに、今後の災害等に備えた医療・保健・福祉提供体制を構築すること

- ・今後の復興に当たり必要となる人材の養成・確保のための予算措置を講ずること。(厚生労働省関係)
- ・事業再開のための一時的な施設基準、人員配置基準等の緩和を行うこと。(厚生労働省関係)
- ・震災発生前の実績に基づく定額の報酬支払い、障がい者自立支援法における公費収入について時限的な日額制度の月額制度への変更など、事業継続に必要な費用の保障を行うこと。(厚生労働省関係)
- ・震災発生後の成年後見制度・日常生活自立支援事業の運用実態を把握するとともに、障がい者の権利擁護のために必要な対策を講じること。(厚生労働省関係、内閣府(障害者)関係)
- ・新たな社会的入院を生じさせないため、他病院に転送されている入院患者等の退院準備、生活再建等の措置を講ずること。(厚生労働省関係)
- ・復興後も精神障がい者が地域ではなく、精神病院に取り残されることがないよう地域生活支援に必要な措置を講ずること。(厚生労働省関係)
- ・精神科病院の復興に当たっては、社会的入院の解消及び精神病床削減との整合性から、単科精神病院の復興に関する助成や貸付を行わないこと。(厚生労働省関係)
- ・復興に当たっては総合病院には必ず精神病床を設置するとともに、空床保障を行い、災害等に備えること。(厚生労働省関係)
- ・復興に当たり、市町村ごとに上限5床程度の有床診療所を作り、採算が取れる診療報酬体系を構築するとともに、空床保障につなげること。(厚生労働省関係)
- ・障害者も高齢者も安心して住める場を確保し、仮設グループホームや復興住宅へのグループホーム入居を進めること。その際、被災した地域をそのままの形で場を移すとの考え方に立って施策を進め、同時に避難の受け入れ先に周知すること。(厚生労働省関係、国土交通省関係、内閣府(災害、障害者)関係)

#### 4. 施設整備費の拡充等により、被災した施設の再建・復旧の支援を行うこと

- ・早急に利用者支援を再開できるよう仮設の障がい者施設を建設すること。また、被災した施設の復旧に向けて、施設整備費を拡充するとともに、事業者負担を伴わない特例措置を講ずること。(厚生労働省関係)
- ・損壊した施設の再建の支援を行うこと。(厚生労働省関係)
- ・損壊した施設の再開のため利用可能な自治体等の施設の貸与を促進すること。(厚生労働省関係)
- ・損害を受けた備品、消耗品、必要な用具等の整備、送迎車両の復旧と整備を促進すること。(厚生労働省関係)
- ・損壊した障がい児通園施設・児童デイサービス事業の再開のため学校等の空き教室の貸与勸奨を行うこと。(厚生労働省関係、文部科学省関係)

#### 5. 被災した障がい者の生活・住宅の再建の支援に努めること

- ・被災したグループホーム・ケアホーム入居者の住宅確保と必要な支援を提供すること。仮設住宅建設の際にはその中に仮設グループホームも建設すること。(厚生労働省関係、国土交通省関係)
- ・震災の影響による就労確保が困難な状況のため、就労系施設・事業所の利用者の工賃増につながる「工賃倍増5か年計画事業」の一層の推進に努めるとともにその延長を検討すること。併せて、官公需、民需等が工賃増につながる仕組みづくりを検討すること。(厚生労働省関係)
- ・避難生活、仮設住宅、復興住宅と生活の立て直しに伴って住まいを移る時の支援者を確保すること。また、被災直後から訪問して支援する人やグループホーム・通所事業所で支援する人が、障害者や高齢者の日常をこれまで通り支えられるバックアップ体制を確立すること。(厚生労働省関係)

#### 6. 難病・小児慢性疾患の子ども達の心のケアなど、震災の被災者に対する十分なケア等を行うこと

- ・避難所にいる難病・小児慢性疾患の子ども達への心のケアを行うこと。(厚生労働省関係)
- ・震災を契機として障がい者となった者へのケアを行うこと。(厚生労働省関係)

・震災後の心のケアの一環として、カウンセリングの提供等の特別支援学校・特別支援学級への支援を行うこと。(文部科学省関係)

#### 7. 今後の計画停電によって影響を受ける障がい者等への対応を検討すること

・人工呼吸器等を利用する重度障がい者等に対して計画停電の影響が及ばないよう必要な措置を講ずること。(厚生労働省関係)

・人工呼吸器等を利用する重度障がい者等にとって、「電気供給を受ける権利」は憲法第25条の生存権に基づく人権であることを確認するための法制化を行うこと。(厚生労働省関係、内閣府(障害者)関係)

・体温調整が困難でクーラーを必要とする疾患、生命維持に不可欠な薬が「要冷蔵」である疾患などがある。これらの障がい者等が計画停電管内にいるというだけでは、災害救助法における「被災者」に該当せず救援・補償の対象とされない見通しであるが、これらの者にとって電気は不可欠なものであることから、「被災者」の概念に該当し、救援・補償の対象とされるような法改正を行うこと。(厚生労働省関係)

#### 8. 復興目的税(仮)を導入すること

・復興に要する財源を確保するために、復興目的税(仮)を導入すること。(財務省関係)

以上